

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成25年11月28日(木) 午後6時00分～午後8時00分
場 所 札幌地方裁判所2階裁判員候補者待合室
出席者 司会者 奥田正昭(札幌地方裁判所長)
法曹出席者 今井 理(札幌地方裁判所刑事第1部判事)
中本次昭(札幌地方検察庁公判部検事)
渡邊 宙(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 6人

報道機関:

北海道新聞
共同通信 合計2人

本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶

司会者(奥田所長)

司会役を務めさせていただきます札幌地方裁判所長の奥田でございます。今日はよろしく申し上げます。

今回は6名の裁判員経験者の方に、お忙しいところ、また昨夜から積もった雪で足元が悪い中、お集まりいただきありがとうございます。裁判員裁判制度は平成21年5月から始まり、4年半が経過しております。この間、国民の皆様の高い意識、熱意に支えられて概ね順調に進んでいると評価されているところです。これまでの実施状況について振り返ってみますと、全国では、この制度が始まってから今年9月末までの段階で、5661人の被告人について裁判員裁判が行われました。これまで選ばれた裁判員の人数が3万2684人、補充裁判員の数も1万1189人ということで、合わせると4万3800人を超える方が、裁判員又は補充裁判員を経験することになります。札幌地裁を見ても、制度が始まってから今日まで、131人の被告人に対して判決が言い渡されています。今年もこれまでに24人の被告人に判決が言い渡されており、12月にも数件の裁判が予定されています。選ばれた裁判員が782人、補充裁判員が275人、合わせて1000人を超える方にご協力いただいています。

意見交換会は今回で7回目となりますが、第1回は、平成22年11月に行われました。この意見交換会を行う趣旨は2つあります。1つは、裁判員経験者の率直な意見や感想を伺って、今後の裁判員裁判の運営改善に役立てることです。この運営改善についても2つありまして、選任手続を含めた手続を円滑に行うことと、ここに在席している裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者の訴訟活動を改善することの2つの点から裁判の運営改善の役に立つわけです。2つめは今後新たに皆さんの後輩として裁判員として関わってくる人がいますので、その人たちに対するメッセージ、アドバイスを述べていただければと考えています。

それでは、参加していただいている法曹三者の方々から、自己紹介をお願いします。

中本検事

札幌地方検察庁の検察官の中本と申します。検察官14年目ですが、実は裁判員裁判を今年初めて経験しました。今日は貴重なご意見をいただき今後の業務の参考にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

渡邊弁護士

札幌弁護士会の弁護士の渡邊と申します。弁護士10年目です。裁判員裁判は弁護人として、2件経験していますが、実は来週、中本検察官と裁判員裁判で対峙することになっています。今日は弁護人の活動について良かったことは良かったと、悪かったことはここが悪かったと教えていただいて、これからの弁護活動をより良いものにしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

今井判事

裁判官の今井と申します。裁判官となって13年目です。この4月に札幌に来まして、裁判員裁判を担当しています。1番及び2番の方の事件を担当していました。本日は、運用改善に向けた意見を伺う貴重な機会と考えていますので、よろしくお願いします。

裁判員経験者の紹介、裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者

それでは、最初に、裁判員裁判に参加し、実際に体験したことを踏まえた全般的な感想または印象をお一人ずつ伺いたいと思います。それぞれの事件の大まかな概要については、私から簡単に紹介させていただき、それを踏まえた感想を述べていただきたいと思います。まず1番の方が担当された事件は強姦致傷の自白事件でした。金曜日が選任手続期日、週末を挟み実質の審理は月曜日から木曜日までの4日間かけて行われました。法廷での手続は火曜日に終了し、後は評議を行い、木曜日午後に判決が言い渡されました。検察官は懲役6年の求刑をし、裁判体は最終的に懲役5年の判決を言い渡しました。

1番

今まで裁判に関わることがなかったので、興味があったのですが、事件の内容があまり悲惨なものではないほうが良いと思っていました。裁判員を経験してみると思ったよりも難しくないと思いました。

司会者

2番の方の担当された事件は、殺人、殺人未遂及び現住建造物等放火の自白事件でした。簡単に言うと無理心中を図った事件でした。期間は、週末を挟む9日間を要しており、水曜日に選任期日、木曜日は休みとなり、金曜日から実質の審理が始まりました。翌週の月曜日、火曜日と審理を行い、火曜日の午後から木曜日まで評議が行われ、同日の午後に判決が言い渡されました。選任期日を除くと実質5日間の審理でした。検察官は無期懲役の求刑をし、最終的に裁判体は懲役26年の判決を言い渡しました。

2番

最初に選任されたとき、正直この制度があることをすっかり忘れていました。軽い気持ちで来て、まさか選任されるとは思いませんでした。選任時、人を裁くことの恐怖があったのですが、やってみると、裁判官が分かりやすく説明をしてくれますし、雑談も

しやすい雰囲気だったので、それほど個人的には負担もなく裁判員を務めることができたかなと思います。事件は、残酷な事件で、目を伏せたくない場面はなかったと言ったら嘘になりますが、やってみたことで良い経験になったと思います。

司会者

3番及び4番の方は、同じ事件を担当されました。この事件は、住居侵入、強姦致傷及び強姦未遂の自白事件でした。期間は、選任期日を除くと実質の審理期間は3日間でした。懲役10年の求刑に対して、懲役7年の判決が言い渡されました。それでは3番の方から感想をお願いします。

3番

私は今まで裁判の当事者になった経験も傍聴したこともなかったので、実際の裁判の現場に立ち会えたことは意義あることでした。傍観者の立場と裁く立場では、全く違うと実感できました。私の印象では、日本人はいわゆる農耕民族で集団社会に慣れている民族ですので、第三者的立場で裁くということに、何となく違和感があります。裁判員裁判制度が、無理なく当然の義務として受け入れられるにはまだ時間がかかると思います。

4番

最初に裁判員候補者名簿の記載通知が来たとき、裁判員に選任されたと思いました。そこからまだ何千分の一の確率であることが分かり、「裁判員に選任されることはないだろう。」とっていました。その後、選定されましたが、そこからまた裁判員に選任されると聞いていたので、まさか選任されるとは思いませんでした。選任されたからには、しっかり務めようと思っていました。人を裁くことはどうなのかと考えもしましたが、私一人で裁くわけではないので、特段問題なくその点は飲み込めたと思います。事件については、自白事件で量刑判断が争点であったことから、比較的簡単な事件だったと思います。もう一生経験することはないと思いましたので、もう少し難しい事件でも良かったと思います。

司会者

5番の方の担当した事件は、現住建造物等放火、銃砲刀剣類所持等取締法違反の自白事件でした。期間は、選任期日を除くと実質の審理期間は4日間でした。5番の方は、当初は補充裁判員に選任された後、裁判員に追加選任されました。懲役6年の求刑がありましたが、懲役5年の判決が言い渡されました。

5番

裁判員候補者名簿の記載通知をもらったとき、何かしたのかと思い、びっくりして慌てて封を開けたのを覚えています。子供がおり仕事をしている中で、裁判所に行かなければならないのは困ると思い、受けることができない旨の返事を出しました。その後、何の知らせもなかったことから、それで終わったのかと思っていたところ、また手紙が来て、選ばれるかもしれないこと、期限までに返事を出さないと裁かれる旨の記載があったので、慌てて返事を出しました。勤務先にも相談したところ、会社としても私が行かないと、会社がそれこそ裁かれてしまうから行ってくださいと言われたことを覚えています。実際に選任期日に行くと、何人も部屋にいたので、この中から選ばれることはないだろうとっていました。結局補充裁判員に選任されました。よほどのことがな

い限り、裁判員にはならないと思っていましたが、裁判3日目に事情により来ることができなくなった裁判員に代わり、補充裁判員から裁判員に選任されました。突然裁判員になり、法律的な知識もないのかかわらず、裁く立場になるのは、正直どうなのだろうと半信半疑な気持ちで参加しましたが、裁判官の話がすごく分かりやすく、話しやすい雰囲気を作ってくれたので、裁判官へのイメージがすごく変わりました。正直今まで裁判官に良いイメージを持っていませんでした。

司会者

6番の方の担当した事件は、強姦、強姦未遂、強盗及び強盗強姦未遂の合計8件の事件について、いくつか無罪主張をしていた事件でした。期間は、1か月を越え、札幌地裁では一番長い職務従事期間の事件でした。初日に選任されると、その日の午後から審理が始まり、土日祝日を除き連日審理及び評議が行われました。懲役30年の求刑がありましたが、懲役26年の判決が言い渡されました。

6番

札幌地裁で一番期間が長い裁判員裁判と聞いていました。当初は1か月のうち少しは休めるのかなと思っていましたが、説明を受け、全部出席しないといけないと分かりました。それでも1日くらい休んでよいかと思っていました。手続が進んでいくと1日でも休むと最後の判決に影響がでるから絶対に休むことができないことが分かりました。証人尋問が毎日あり、論告弁論も複数行っていたので、裁判の仕組みがよく分かりました。どういうふうに物事を考えるのか自分の社会生活に良い影響がありました。

裁判員選任手続期日について

司会者

それでは個別の手続についてご意見を伺いたいと思いますが、まず選任手続についてご意見感想を伺いたいと思います。裁判所から、皆さん方に裁判員候補者として書類が届いたと思いますが、それらを開けてみますと、裁判員等選任手続期日のお知らせ、地図、パンフレット、質問票、回答要領、旅費等の振込先の確認、候補者のガイドブック、ナビゲーション及び返信用封筒が入っています。それらを見て、皆さんの考えをお聞きしたいと思います。ちょっと手続的な話になりますが、地図を見て裁判所に来るのに不便はなかったのか、裁判員候補者待合室の場所が分かったのかお聞きかせください。また、そのほかにも送付された資料の内容や量など思ったことがあれば、お聞かせください。

5番

地図や書類を見て、特に分かりづらいということはありませんでした。

4番

裁判員候補者待合室は、あまり記憶に残っていないので、迷わなかったと思います。書類は、必要な情報が全て入っていて、適切な量だと思います。ただ、その書類の中で、選任期日において、裁判員に選任される確率の情報がなかったため、その情報があると良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。ただ、その情報がないのは、選任期日に何人の候補者が来るのか分からないので、不確定な情報を記載できないからだと思います。

次に、皆さんに送付された書類を読んで、裁判員の役割を理解できたかお聞きしたいと思います。皆さんの中には、書類が送付される前から裁判員の役割は理解していたという方と、送付された書類を見て裁判員の役割が理解できたという方、全部読んだが、裁判員の仕事を理解できなかった方がいるのではないかと思います。皆さんはどうでしょうか。事前に分かっていた方、挙手していただけますか。

(2番, 5番及び6番が挙手した。)

司会者

封筒を開けて読んでみて、裁判員の役割を理解できたという方、挙手していただけますか。

(3番及び4番が挙手した。)

司会者

1番の方は、読んでみたけど分からなかったということでしょうか。

1番

書いてあることは大体分かったのですが、現実はどうなのかイメージはつかめなかったです。

司会者

皆さんは、選任期日において裁判所の職員から手続の流れの説明を受けましたが、その説明について分かりにくいことはなかったですか。

(特に意見なかった)

司会者

裁判員裁判に参加する上で、職場及び家庭の理解や不都合の有無についてお聞きします。職場の上司や同僚との関係で調整に苦労したこと、家事や介護など家庭の関係で苦労したことがあればお聞かせください。

6番

私の事件は期間が長かったことから、終わった後に、登庁証明書をもらうよりは、職務従事期間に裁判所に登庁することになる旨の文書を裁判所から職場に送ってもらえると良かったと思います。仕事との関係では、ほぼ毎日、期日が終わってから、1, 2時間仕事に行っていました。それは職務上どうしても必要だったので特段苦労とは思いませんでした。職場の理解はあったと思います。

3番

私はすでにリタイアした身ですので、特段苦労はなかったです。今の6番の方のお話を聞き、経営者側の立場で見ると困る場面があると思いました。最初からそれほど長期間裁判に行かなければならない旨の連絡はあったのですか。

6番

確保しなければならない期間の連絡はありました。ただ、本当に毎日行かないといけないのか半信半疑でした。

司会者

1番の方から5番の方については、選任期日終了後、翌日又は2日後に実質の審理が

始まったのですが、それについて、例えば、すぐに始めて欲しかった、もっと期間を開けてほしかったなど不都合はありませんでしたか。

1 番

私の場合、金曜日が選任期日で土日を挟んでいたもので、特段不具合はありませんでした。

司会者

それが良かったということですか。

1 番

ほかの事件は分からなかったもので、選任期日は金曜日に行くものだと思っていました。

司会者

6 番の方の事件は、選任期日後、すぐに実質の審理が始まりました。それについてどのように感じましたか。

6 番

選任期日後、法廷に案内されて、法廷の入り方など事前練習などをしたのですが、ちょっと心の準備ができておらず、慣れるのに時間がかかりました。

司会者

そうすると、選任期日から実質の審理日まで間隔があったほうが良かったということですか。

6 番

間隔があっても、変わらなかったという思いもあります。長期間の裁判の1日目ということは変わりがないので。

司会者

裁判期間中、土日祝日の休みはあったのですが、そのほかはすべて期日でした。例えば、土日祝日以外に休みを取りたかった、審理がない日があったほうが良かったという思いはありましたか。

6 番

最初のころは思っていたのですが、被害者の方が出廷しているのを見ると休みを入れるのは申し訳ないという気持ちになりました。休みなく詰めた日程のおかげで集中して審理できたと思います。

司会者

選任されて審理が始まる前の話をお聞きしたいと思います。選任後、裁判官からこの後の手続の流れの説明があったと思いますが、その説明を受けて、ある程度イメージがわきましたか。法廷に入って、ちょっとイメージが違うなということはありませんでしたか。

1 番

直前に説明していただいたので、特段迷ったりしたことはありませんでした。休憩が思ったより結構あり、その都度説明を受けていたので、分かりやすかったです。

2 番

私も特にありませんでした。

証拠調べに関して

司会者

冒頭陳述の点に入りたいと思います。冒頭陳述は、検察官が起訴した事実について、このような観点からこれから立証しますという意見になりますが、意見となると証拠ではなく、そこから心証をとってはいけないことになります。その点で冒頭陳述と証拠の性質は違うということが理解できていたでしょうか。

5番

テレビドラマでしか裁判を見ていなかったもので、裁判について全然知りませんでした。事前に裁判官から説明を受けていたので、理解できていました。

2番

説明を受けて頭では理解していたのですが、やはり実際の裁判の中で理解していく感じでした。最初から理解はできていませんでした。

司会者

そうするとしっかり理解するためには、もう少し説明の時間がほしかったということでしょうか。

2番

説明自体はしっかりしていたので問題はなかったと思います。おそらく自分の中で消化できなかったのだと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。何がなんだか分からないうちに手続が進んでしまったという感じはなかったですか。

6番

事前にどのように手続が進むのかイメージしていましたが、また裁判官の説明が分かりやすかったので、特に違和感はありませんでした。毎日同じ流れだったので、考え方について、ほかの裁判員を含めて同じ組立てができたと思います。

司会者

若干補足しますと、6番の方の事件は8件の事件が係属しており、最初に総括的な冒頭陳述を行った後、個別の事件について、冒頭陳述、証拠調べ及び論告弁論を繰り返し、最後に総括的な論告弁論を行うという経過でした。

6番

皆さんが経験する8倍の経験ができたと思います。

司会者

冒頭陳述の時間について見ますと、検察官の冒頭陳述では短い事件で8分、長い事件で15分、一方弁護人の冒頭陳述では短い事件で3分、長い事件で18分でした。2番の方の事件では、検察官も弁護人も冒頭陳述の時間が長かったですが、中身について理解できたでしょうか。

2番

理解できました。

司会者

1 番の方の事件では、お手元にある冒頭陳述の要旨を見ると、かなり抽象的に感じるのですが、冒頭陳述を聞いた段階で、争点がどこにあるのか分かりましたか。

1 番

分かりました。

司会者

冒頭陳述の話し方について疑問が残った点はありませんでしたか。

3 番

私の事件では起訴事実について争いがなかったので、非常に淡々としていました。

司会者

争点が分からなかったことはありませんでしたか。

3 番

それはありませんでした。

4 番

私も同じ事件だったのですが分かりやすかったです。

司会者

検察官も弁護人も話す速度、抑揚について意識しないといけないと思うのですが、その点での問題意識はありませんか。

2 番

私の事件の検察官と弁護人は、両極端でした。検察官は抑揚をつけて演劇的に話し、弁護人は早口で淡々と話していました。検察官は、そこまで抑揚をつけなくてよいのではないかと思いました。

司会者

冒頭陳述後の手続である証拠の朗読及び論告弁論も、冒頭陳述と同じで、検察官や弁護人が述べたことを皆さんに聞いてもらうのですが、それらの手続での話し方について皆さんが担当された事件の裁判員に対するアンケートの結果を見ますと、早口である、声が小さい、言葉が難しいなどの話し方について指摘がありました。1 番の方の事件では、検察官の話し方を指摘した方は3名いて、弁護人の話し方を指摘した方は4名いました。1 番の方がどのように答えたかは分かりませんが、そのような印象はありましたか。

1 番

マイクが声を拾っておらず聴き取りづらい印象でした。私としては、ほかの事件が分からず比較ができないので、話し方に違和感があったか分かりません。

5 番

弁護人は、弁護する立場であれば、被告人のためにもっと一生懸命話さないといけないと思ったのですが、非常に淡々と話していました。本人が自白している事件だったので、仕方がないかもしれませんが、弁護する気があるのかなと思いました。

今井判事

1 番の方は、冒頭陳述がシンプルでも支障がなかったわけですが、冒頭陳述を聞いた段階で、この後の法廷で冒頭陳述で聞いた事実が明らかにされるというイメージはできたでしょうか。

1 番

大まかな争点はイメージできました。

今井判事

1 番の方の事件では、被告人の知的な問題が一つの争点になっていましたが、冒頭陳述を聞いた段階で、これから知的能力や生活環境が明らかにされることが分かりましたか。

1 番

分かりました。

司会者

検察官の冒頭陳述書には、知的な問題ありと指摘され、そこが問題となっているわけですが、一方弁護人の冒頭陳述書には、その点について争う記載がなかったわけですが、弁護人の冒頭陳述の中でその点について争う旨の指摘はあったのですか。

1 番

指摘はなかったと思います。自分で考えてその点が争点だと思いました。

司会者

そうすると、弁護人はその点について指摘するべきだったかもしれませんね。次に証拠の朗読についてお聞きしたいのですが、内容が分かりにくかったということはなかったですか。

(全員うなづく)

司会者

証拠の朗読時間について見ますと、1 番の方の事件では、検察官が55分、弁護人が10分、2 番の方の事件では、検察官が80分、弁護人が15分、3 番4 番の方の事件では、検察官が67分、弁護人が13分、5 番の方の事件では、検察官が50分、弁護人が15分でした。6 番の方の事件は、8つの事件ですので、長いのは当たり前なのですが、検察官が合計206分、弁護人が合計34分でした。この朗読について皆さん集中して聞くことができましたか。

4 番

集中して聞くことができたと思います。

5 番

しっかり聞かなければならない意識があったので、集中して聞くことができました。

司会者

捜査報告書や供述調書の朗読を聞いて、どこで、どの犯罪がどのように行われたのかなどの事件の実体について、具体的なイメージをつかむことはできましたか。

5 番

犯行現場の映像や写真もあったので、イメージをつかむことはできました。

6 番

時間に沿って説明していただいたので、非常に分かりやすく理解できたと思います。

司会者

例えば、被害者を法廷に呼び、証言してもらえば、犯行内容がもっと分かったのではないかという思いはありませんでしたか。

3番

特に思いませんでした。

司会者

1番の方の事件では、被告人の知的能力が一つの争点となっていますが、供述調書を聞いて、精神的な状態やそれが犯行にどう影響したかという点について分かりにくいことはありませんでしたか。

1番

分かりにくさはありませんでした。専門家の証言もありましたので、理解できました。

司会者

2番の方の事件では、遺体の写真が証拠として提出されましたが、ご覧になりましたか。

2番

はい。

司会者

ご覧になった感想があればお聞かせ下さい。

2番

ほかの裁判員は結構、目を伏せたりしていたのですが、私は、不思議と冷静に見ることができました。写真は、白黒写真だったのですが、カラー写真だったら、違った印象を持ったかもしれません。白黒写真のほうが助かるなという気持ちがあります。

司会者

その遺体写真を証拠として見るべきものだったかどうかという点については、いかがですか。見る必要はなかったと思いませんか。

2番

写真があったほうが良かったです。

司会者

遺体写真だから特に困ったことはなかったということですか。

2番

そうですね。

司会者

最近、被害状況が残酷な事件の証拠の取扱いが話題になっていますが、例えば、遺体のカラー写真が証拠になっていた場合、どんな印象を持つかお聞かせ下さい。

2番

カラー写真だと生々しさが出てしまうと思います。見るのであれば白黒写真が良いです。

司会者

2番の方の事件で、記録の中で見たくないと思ったものがありましたか。

2番

犯行現場の血や焼けた家の写真です。また、証拠物として目の前に出された包丁です。

司会者

そういうものを見て、後で精神的につらいことはありませんでしたか。

2番

なかったです。

司会者

ほかの方はいかがですか。

5番

どのような印象を受けるかは、人によって受け取り方が違うので一概に言えないと思いますが、私の事件では、脅すために使ったナイフが提出されて嫌でした。

中本検事

凶器を手にとって見るのは、中々難しいですか。

5番

私は嫌だったので、すぐに隣の裁判員に回しました。実際に燃やすために使ったライターが提出されたのですが、それも手に取りたくなかったです。

中本検事

別の事件では、透明な箱に入れて提出していましたが、5番の方の事件ではいかがでしたか。

5番

私の事件でも、証拠物は透明な箱に入っていました。それでも、それを手にとることは嫌でした。ただ、例えば、書面で刃渡り何センチを読むのと、実際に見るのとでは、感じ方が違うので、見ない方が良いとまでは言えないと思います。

渡邊弁護士

遺体写真の証拠提出の話がありましたが、その方法として、カラー写真、白黒の写真、及びイラストが考えられますが、どの方法が良いと思いますか。

2番

イラストでは、感じ方がまた違うと思います。写真の方が良いですが、カラー写真はちょっと嫌です。

今井判事

仮にそれがイラストであった場合、実際の判断が変わったと思いますか。

2番

写真のほうが残酷さが伝わり、イラストだと柔らかい印象を受けます。変わったかという、そこまではっきりとは言えませんが、受け取り方は変わると思います。

司会者

1番の方の事件では、福祉関係の方が情状証人として証言していました。話す内容は分かりましたか。

1番

一部把握できなかった部分がありました。なぜ、事件とは関係のない証人が証言しているのか分かりませんでした。

司会者

弁護人や検察官が何を聞きたいのか分からない部分はありましたか。

1番

聞きたいことは分かったのですが、証人の答えがはっきりせず分かりませんでした。

司会者

どんな事を聞き出したいかということは理解できたということでしょうか。

1 番

そうですね。

司会者

2 番の方の事件では、被告人の精神状態について精神科の医師が証言していますが、理解できたでしょうか。

2 番

ちょっと分かりづらかったです。専門的な言葉の説明はあったのですが、声が小さく聞き取りづらかったです。また、仮定の話が多くて、何を言いたいのか分からない部分もありました。

司会者

質問者が、証人からどんな話を引き出したいか、質問しているのかは分かりましたか。

2 番

それは分かりました。

司会者

6 番の方の事件では、医師の証人尋問を複数実施していますが、不満はありませんでしたか。

6 番

不満はありませんでした。3名の精神鑑定の医師が証人として証言していましたが、弁護人側の証人は、弁護人よりの意見、検察官側の証人は、検察官よりの意見を述べていたので、絵に描いたような発言をするのだなと思いました。

司会者

証人の中で、聞く必要のない証人はいませんでしたか。

6 番

終わってみると、聞かなくてよい証人はいなかったと思います。

司会者

証人尋問で実際に質問した方にお聞きしたいのですが、質問をしてみて理解が進みましたか。

1 番

質問することで理解は進みましたが、後になってから聞いておけば良かった質問がありました。

2 番

私も質問することで理解は進みましたし、聞いておけば良かった質問もありました。

6 番

私も、もう一度質問したい証人がいました。

司会者

質問できなかったことで、判断に影響はありましたか。

6 番

評議において、ほかの裁判員の考えなどを聞くことで、質問したかったことを自分の

中で消化してしまったので、影響はなかったと思います。

渡邊弁護士

1番及び2番の方にお聞きしたいのですが、母親が情状証人となっていました、なぜ母親が情状証人になるのかという思いはありましたか。

1番

ありました。

渡邊弁護士

弁護人の質問を聞いて、その質問を最終的に弁護人がどうつなげたいのか、その意図は分かりましたか。

1番

情状酌量してほしいという意図は分かりました。

2番

私の事件では、被告人が子供のころから接している母親が情状証人になることについて、特に違和感はありませんでした。

論告・弁論手続に関して

司会者

論告・弁論について、検察官や弁護人が何年がそれぞれ相当と述べていたと思いますが、なぜこの量刑が相当と考えるのか話を聞いて分かりましたか。

1番

それぞれ主張する量刑に差がありましたが、話を聞いて分かりました。ただ、求刑を聞くと上限が決められた印象を持ちました。

渡邊弁護士

弁護人の弁論が分かりづらいことはなかったですか。自白事件になると罪を認めているので、情状事由を述べたとしても、共感しづらいことはありませんでしたか。

5番

犯人を弁護するのが弁護士の仕事なので、もっと熱意があるかと思いました。自白事件だから仕方がないとは言え、私ならこの弁護人は嫌だなと思いました。

渡邊弁護士

言っていることは分かりましたか。

5番

弁護人の弁論要旨を見ましたが、分かりづらい印象がありました。

評議について

司会者

評議で十分な発言はできたでしょうか。

2番

思ったことは言えたと思います。

司会者

例えば、誰かが積極的に話していたからなど、思ったことが言えた理由はありますか。

2番

私の事件の評議では、話さない方が多くて、積極的に話す人は決まっていました。私は話す方だったので思ったことを言うことができました。

3番

評議では、裁判官が専門的なことを述べ、裁判員は世間の一般的な考えを述べれば良いと思っていました。しかし、途中で裁判官から、全員立場は同じだと聞き、思い直して自分の意見を発言するようになりました。

4番

私も思ったことはすべて言えたと思います。私の事件では、裁判長が上手に発言を促していたので、ほかの裁判員も思ったことを言えていたと思います。

6番

評議の時間が長く、なぜ有罪とするのか、有罪とならないのであればどこがポイントになるのかを、8つの事件について何回も見直して評議を行ったので、へとへとになるまで話すことができました。

司会者

評議の時間が足りなかったことはありませんか。

6番

足りなかったかもしれないし、長すぎたかもしれないし、いまだに分かりません。

司会者

5番の方は、補充裁判員から裁判員に選任されましたが、気持ちの切替えをしないといけないと思いましたが。

5番

補充裁判員のときから、裁判官が裁判員と区別なく意見を求めてくれていたことから、気持ちを切り替えるということはありませんでした。ただ、具体的に判断するとき、補充裁判員の意見は加わらないのが、裁判員に選任されると自分の意見が判断に入ることになり、それが少し嫌で複雑な思いを持ちました。

司会者

量刑を決める上で、裁判官から資料として量刑グラフを示されたと思いますが、それを見た率直な感想をお聞かせください。

2番

私の事件は一家心中の事件で、2人以上の殺人事件の量刑グラフを見ましたが、被害者の人数ごとの量刑グラフを見たかったです。

4番

量刑を決めるにあたって、量刑がどのくらいのものなのか正直分からなかったのですが、量刑グラフを頼りました。量刑の範囲があると、その範囲の中で刑を決めないといけないと思いましたが。

5番

私も同じです。

6 番

過去の判例を参考とすべきと思いながらも、量刑グラフを見て自分の判断が変わったり影響を受けたりすることはありませんでした。

司会者

量刑はどうやって決めていくものだと、自分なりに理解はできましたか。

6 番

裁判官がこの場合はこういう判例が出ていると説明をしてくれたので、理解できました。

1 番

量刑グラフで示された量刑の範囲について、軽いものは執行猶予が付されていたり、重いものは長期の懲役刑となっていたりとその差は何だろうと思いました。大まかな事情は示されていましたが、具体的な中身についても知りたかったです。

司会者

評議を良くするための工夫例などの提案があればお聞かせください。

3 番

裁判員のみで審理をするのも良いかと思います。

司会者

それはどの段階で行うのですか。

3 番

量刑を決める段階です。裁判員裁判制度の意義は、一般の人の考えを判断に組み込むためのものですから、司法に携わっている人がいない中で、意見を出す機会があっても良いかと思いました。

5 番

私の事件では、評議が始まる前の時間などで、裁判員のみで話す機会がありました。

司会者

6 番の方の事件では、長期間の裁判だったわけですが、率直な感想をお聞かせください。

6 番

身体的負担としては、最後の日に、38度くらいの熱が出てしまったことです。休みたかったですが、せっかくの判決日だったので休みませんでした。精神的な負担については、裁判や評議の中で、裁判官が負担にならないようにいろいろな道筋を示してくれたので、負担感はなかったです。職場も協力的でしたし、周りの人が思う印象よりも大変な印象はありません。

司会者

2 番の方と6 番の方にお聞きします。宣告刑がいずれも懲役26年と重かったわけですが、それについての精神的な負担はありましたか。

2 番

ないです。

6 番

私ありません。

今後参加する人に対するメッセージ

司会者

それでは、これから裁判員になる方々に対し、メッセージをお願いします。

1 番

私の職場でも次年度の裁判員候補者名簿の記載通知を受けた同僚が2人おり、興味があるようで、いろいろ質問を受けました。正直やってみないと分からない部分もあるので、大それたことは言えないのですが、自分の思った意見を評議の中でたくさん言ってほしいと思います。

2 番

そんなに身構えなくても大丈夫だと思います。最初は負担に感じ身構えてしまいましたが、手続に入ると裁判官が話しやすい雰囲気を作ってくれたので、身構えず思った事を言えば良いと思います。

3 番

被告人となるような事をしてはいけないと思いました。

4 番

これから裁判員になる方は、何も考えないで裁判に来てもらってよいかと思います。事件によっては遺体写真があるかもしれませんが、手続は淡々と進むので、身構えなくて大丈夫だと思います。

5 番

それほど重い事件ではなく精神的な負担がなかったかもしれませんが、自分の人生の中ですごく良い経験になったと思います。

6 番

深く考えないで裁判に来たとしても、自分たちが出した判決がどうしてこのような判決になったのかを理解することができる手続だと思いました。事前に情報がなくても、しっかり判決することができるので、辞退しないで参加してもらいたいと思います。

法曹からの感想

司会者

最後に法曹三者の方から感想をお聞かせください。

渡邊弁護士

今日は長い時間ありがとうございました。厳しい意見もありましたので、来週は熱意を持って弁護したいと思います。今後も裁判員裁判制度は続くと思いますので、少しずつ弁護人も良い形で弁護できるようにしていきたいと思っています。今日はありがとうございました。

中本検事

今日の経験をふまえて、来週に行う裁判の冒頭陳述の方法をもう一度見直し、渡邊弁護士と相對したいと思います。一点お聞きしたいのですが、選任から審理まで、どのよ

うにしたら裁判員が円滑に裁判に臨めるのか関心があるところです。冒頭陳述において円滑に裁判に臨める方法があればお聞かせください。

4 番

選任された時点で、裁判員に臨む気持ちになっているので、特にその点は円滑に裁判に臨めていると思います。

今井判事

裁判所は、法廷でしっかり心証をとっていただいて、評議で自由に意見を述べてもらうために、どうすれば良いか日々考えています。今日頂いた意見は、その審理を改善するために非常に有益だったと思います。本日はありがとうございました。

記者からの質問

北海道新聞

5 番の方にお聞きします。先ほどストレスの感じ方は人それぞれ違う、ご自身も証拠物を見るのが嫌だったと述べられていました。裁判員裁判制度については、精神的負担に関する窓口が設けられていますが、そのような精神的負担に対する制度の充実が必要であると感じた場面はありましたか。

5 番

先ほどの発言を訂正しますと、私はそれほどストレスを感じる性格ではないので、証拠物を見るのが嫌だったのは、見ることに抵抗があった程度で、ストレスを感じたわけではありません。

共同通信

ご自分が裁判員を経験し、裁判員裁判制度についてどう感じましたか。

5 番

裁判官だけで審理しても、裁判員を加えてもそんなに判決に大きな差が生じないと感じました。制度については、参加することができて良かったと思います。

3 番

私の国外で暮らした経験を含めて述べますと、裁判に民意が取り入れられたことは意義のあることだと思いました。アメリカでは、陪審員になることが常識になっていますが、まだ日本では、そこまでの土壌になっておらず、制度の定着にまだ時間がかかると感じました。

司会者

今日はいろいろな意見をいただきました。法曹三者は、今日の意見を糧にして、適切な裁判運営に努めていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

以 上